

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月5日
【届出者の氏名又は名称】	楽天株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川4丁目12番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6387-0111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 高山 健
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	楽天株式会社 (東京都品川区東品川4丁目12番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、楽天株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、スタイライフ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記事は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

スタイライフ株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- (1)平成17年3月10日開催の対象者臨時株主総会特別決議及び平成17年3月16日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権
- (2)平成17年9月28日開催の対象者臨時株主総会特別決議及び平成17年10月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下、上記（1）及び（2）を総称して、「本新株予約権」といいます。）

3 【買付け等の目的】

(1)本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者普通株式6,982株（対象者が平成24年11月14日に提出した第13期第2四半期報告書（以下、「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（21,483株）に占める割合（以下、「保有割合」といいます。）にして32.50%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、比率の計算において同様に計算しております。））を所有し、持分法適用関連会社としております。

この度、公開買付者は、平成25年2月4日開催の取締役会において、対象者を公開買付者の完全子会社にすることを目的として、株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）JASDAQグロース市場（以下、「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の発行済普通株式（但し、公開買付者が所有する対象者の普通株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設けておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年2月4日付で、対象者の第二位株主である株式会社バーンデストジャパニリミテッド（以下、「バーンデスト」といいます。）（保有株式数4,018株、保有割合18.70%）及び第三位株主である株式会社パルコ（以下、「パルコ」といいます。）（保有株式数3,223株、保有割合15.00%）との間で、各々が保有する対象者普通株式の全てについて、それぞれ本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結いたしました（以下、バーンデスト及びパルコを総称して「本応募予定株主」といいます。本応募予定株主が本応募契約に基づき本公開買付けに応募する予定の株式数は合計7,241株（保有割合33.71%）となります。）。なお、本応募契約の概要については、後記「(6)公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等」をご参照ください。

また、本公開買付けによって対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。

なお、対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載したところに従い、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

対象者によって公表された平成25年2月4日付「楽天株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者取締役会は、平成25年2月4日開催の対象者取締役会において、事業環境の変化の速度が非常に速いファッションEC業界における経営課題への機動的かつ迅速な対応を可能とし、対象者の企業価値をさらに高めるためには、公開買付者との部分的な業務・資本提携では十分ではなく、より踏み込んだ施策が必要だという認識のもと、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより対象者を完全子会社化する取引(以下、「本取引」といいます。)により、意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築すること、公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにする、管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図ること、等の施策を実現することにより公開買付者と対象者それぞれにおける企業価値向上が可能となるとともに、本公開買付けにおける1株当たりの買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務する安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏を除く取締役3名の全員一致により、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、本新株予約権に関しては、公開買付者が取得してもこれを行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。なお、対象者取締役6名のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏の3名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されていないとのことです。また、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)全員が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

(2)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、対象者に関する記述は、対象者プレスリリースの記載又は対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、総合的なインターネットサービス企業グループとして、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種EC（電子商取引）サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、電子書籍事業等の運営や、これらのサイトにおける広告、コンテンツ等の販売等を行うインターネットサービス事業、並びにインターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行うインターネット金融事業を基軸に、IP電話サービスの提供、プロ野球球団の運営等、さまざまな事業を展開しております。

また、公開買付者は、『楽天市場』の国内での事業基盤を一層磐石なものとするを旨とし、出店店舗及び品揃えの拡充や翌日配送サービスの拡大のほか、商品ジャンルごとの強化戦略にも取り組んでおります。その中で、ファッションジャンルは、かつてはインターネットショッピングになじみにくい分野とされておりましたが、現在では継続的に高い取扱高の伸びを遂げているジャンルの一つに数えられており、公開買付者としてもさらなる強化を目指しております。

一方、対象者は、ファッション商品を中心としたインターネット通信販売のファッションコマース事業、生活雑貨の企画・製造・販売等の生活雑貨事業を展開し、消費者の生活をより豊かで魅力的なものとする製商品、サービスを提供し続けることを基本方針としております。

また、対象者は、「事業規模・業容の拡大に対応した人材育成と組織力の強化」、「顧客満足度の向上」、「新たな収益基盤（事業）の構築」、「スタイライフグループのブランド力・認知度の向上」、「他社とのアライアンス及びM&Aを促進」といった戦略を実施し、課題に対応することで、消費者に支持される企業グループを構築し、事業規模の拡大と収益力の強化を進めるべく、企業価値の向上に努めております。

このような中、平成24年5月14日付プレスリリース「スタイライフ株式会社との業務・資本提携について」に記載のとおり、公開買付者は、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』と対象者のインターネット・ショッピングサイトとの連携を図ること及び相互のノウハウと資産を融合することで、ファッションジャンルの更なる強化を行うことを目指し、平成24年5月14日、対象者並びに当時、その親会社であった株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド（以下、「サマンサタバサ」といいます。）及びバーンデストとの間で業務・資本提携契約（以下、「本業務・資本提携契約」といいます。）を締結し、平成24年5月15日、バーンデストが保有する対象者普通株式の一部（6,982株、保有割合32.50%）を、対象者の事業計画を基礎としたフリー・キャッシュ・フローに基づく株式価値分析結果、市場株価等を参考にしつつ、バーンデストとの交渉をふまえて決定した価格である1株あたり71,325円、総額497,991千円で取得して、対象者を持分法適用関連会社といたしました。

これ以降、公開買付者及び対象者は、両社の連携を深め事業上のシナジーを早期に実現するための協議を重ね、公開買付者のファッションブランド向けECサイトである『楽天ブランドアベニュー』への対象者の出店、ポイントシステムの連携、物流インフラ及びシステムの効率化に向けた取組等について実施・検討してまいりました。

上記の提携協議の中で、公開買付者及び対象者において、両社事業の一体的運営や人材・ネットワークといった経営リソース・インフラの最適配分を通じ、グループとしての成長力及び競争力を一層強化する必要があるとの認識が出てきたことから、平成24年11月以降、公開買付者及び対象者において、さらなる企業価値向上のための施策について、具体的な協議・検討を開始いたしました。

その結果、公開買付者及び対象者は、両社におけるさらなる企業価値向上のためには、意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築すること、公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにすること、管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図ること、等の施策を実現する必要がある、そのためには対象者が公開買付者の完全子会社となる必要があるとの判断に至ったことから、公開買付者は、平成25年2月4日に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することいたしました。

公開買付者は、本書提出日現在、対象者に対して取締役3名を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合には、平成25年6月に開催予定の対象者定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、公開買付者が別途指名する3名から4名程度の者を対象者の役員に選任する旨の議案を上程するよう要請し、取締役等の役員を派遣する予定です。なお、対象者の現在の代表取締役社長である藤田雅章氏、取締役である寺田和正氏及び菅原隆司氏並びに監査役である金井湧二氏及び井上繁氏は、本定時株主総会の終結の時をもって退任することが予定されておりますが、対象者の他の取締役及び監査役の去就については、現時点において未定であります。また、本公開買付け後の従業員の雇用に關しては、基本的には現況から変更を行うことは予定しておらず、また人事制度や処遇等については、今後公開買付者のそれと照らして誠実に協議して参ります。

公開買付者は、対象者や公開買付者の他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であります。なお、公開買付者は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者普通株式を6,982株（保有割合にして32.50%）所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月1日付で大和証券から株式価値算定書を取得しました（なお、公開買付者は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。大和証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券は、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成25年2月1日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けております。

大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成25年1月31日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日の終値60,500円、過去1ヶ月間の終値平均株価60,374円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算してあります。）、過去3ヶ月間の終値平均株価54,294円及び過去6ヶ月間の終値平均株価58,472円を基に54,294円～60,500円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に58,850円～77,969円とされております。なお、DCF法による算定の基礎とされた、対象者が大和証券に提出した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、公開買付者のインターネットサービスと対象者インターネット・ショッピングサイトとの顧客IDやポイントの連携による顧客の利便性の向上、スケールメリットを活かした取扱いブランドの増加による魅力的なマーケットプレイスの構築、顧客の相互送客による増収増益を見込んでいるためとのことです。

公開買付者は、平成24年5月15日にバーンデストが保有する対象者普通株式の一部（6,982株、保有割合32.50%）を取得した際の取得価格、その後の対象者普通株式の株価の変動や大和証券から取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、及び本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成25年2月4日、最終的に本公開買付け価格を74,000円に決定いたしました。

なお、本公開買付け価格74,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値（61,300円）に約20.72%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（60,420円）に約22.48%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（54,477円）に約35.84%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月2日から平成25年2月1日まで）の終値単純平均（58,391円）に約26.73%のプレミアムを加えた額に相当します。また、本公開買付け価格74,000円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値（63,300円）に約16.90%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付け価格は、本業務・資本提携契約の締結に伴い対象者普通株式を取得した価格（1株当たり71,325円）と比べると2,675円の差異がありますが、これは、対象者普通株式の株価の上昇並びに対象者の一般株主の利益及び応募可能性を考慮することによるものです。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、全て役員、従業員等を対象とするストックオプションとして発行されたものです。本新株予約権者は、権利行使時においても対象者又は対象者の子会社の役員若しくは従業員の地位にあることを要するものとされており（但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではないとされています。）、公開買付者は本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしても、これを行行使することができないと解されること、及び、本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、平成25年2月4日、最終的に本新株予約権の買付価格を1個当たり1円とすることを決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者が提示した買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、みずほ証券より、対象者株式価値に関する株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を平成25年2月1日に取得しました（なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日株価61,300円、過去1ヶ月間の終値平均株価60,420円、過去3ヶ月間の終値平均株価54,477円及び過去6ヶ月間の終値平均株価58,391円を基に54,477円～61,300円と算定しています。また、DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を54,878円から71,647円までと算定しています。

なお、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

対象者が、みずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる対象者の事業計画は、平成25年3月期乃至平成28年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増収増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、公開買付者のインターネットサービスと対象者インターネット・ショッピングサイトとの顧客IDやポイントの連携による顧客の利便性の向上、スケールメリットを活かした取扱いブランドの増加による魅力的なマーケットプレイスの構築、顧客の相互送客による増収増益を見込んでいるためです。

（注）みずほ証券は、対象者算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

対象者及び公開買付者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続について法的助言を受けております。

対象者における第三者委員会の設置

対象者は、平成24年12月18日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、本公開買付けに関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、()本公開買付けに関して、対象者の取締役会が行う意見表明の決議の際の参考意見を徴する目的で第三者委員会を設置すること、()第三者委員会は、対象者の業務執行を行う経営陣から独立している対象者社外役員（社外役員であった者を含む。）、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者3名以上により構成されること等、及び()対象者取締役会は第三者委員会から得られる答申を最大限尊重しなければならないこととした上で、第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、本公開買付けにおける公開買付価格の公正性、本公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、対象者の取締役会が行う意見表明の決議を行うことが一般株主にとって不利益でないか否かについて答申すること（以下、「本件委嘱事項」といいます。）を諮問することを決議いたしました。かかる決議に基づき、対象者は、対象者及び公開買付者から独立性の高い、山下孝治氏（対象者社外監査役、独立役員）、山口孝太氏（木村・多久島・山口法律事務所 弁護士）及び飯森賢二氏（飯森公認会計士事務所 公認会計士）を第三者委員会の委員として選任いたしました。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成24年12月26日より平成25年2月4日までの間に合計6回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行いました。第三者委員会における協議及び検討に際しては、対象者に対して、対象者の事業計画、公開買付者の提案内容及び本取引の対象者企業価値に与える影響等についての説明が求められ、当該説明及び質疑応答を実施し、みずほ証券による株式価値算定の結果についての説明が求められ、当該説明及び質疑応答が実施され、

長島・大野・常松法律事務所から、本取引に関する対象者の意思決定過程その他の事項についての説明がなされた上で質疑応答が実施され、そのほか、本取引に係る関連資料等が提出されたことなどにより、本取引に関する情報収集等が行われております。

かかる協議及び検討の結果、第三者委員会は、平成25年2月4日、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、本公開買付けにおける公開買付価格の公正性、本公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等（本公開買付け後に予定されているいわゆる二段階目の買収における対価の公正性の観点を含む。）から、対象者の取締役会が、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行うことは一般株主にとって不利益でない旨の答申を行い、同日付でその旨の答申書を提出しました。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- ()対象者からなされた本公開買付けを含む本取引の目的についての説明に、不合理な点は認められず、また、対象者が当該目的を本取引の目的とすることが適切ではないと判断すべき事実関係は確認されず、本公開買付けを含む本取引の目的が正当ではないと考えるべき事情は認められないこと。
- ()本取引の交渉過程において、(a)対象者取締役のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している取締役3名(安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏)は、対象者において本取引を検討する作業、公開買付者を相手方とする交渉等に携わっておらず、また、公開買付者側においても本取引に関与していないこと、(b)対象者は、本公開買付価格につき、フィナンシャル・アドバイザーを通じて本公開買付価格についての対象者の考えを伝える等の方法により、買付価格がより高いものとなるよう公開買付者と協議・交渉を重ね、その結果、当初提案された買付価格より高い買付価格が本公開買付価格として決定されるに至ったこと、並びに(c)対象者は、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言を受けており、これを受けて、対象者は、本取引についての手続の公正性及び適正性を担保するために慎重に対応していること。
- ()本公開買付価格について、(a)対象者は、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を対象者株式価値の第三者算定機関として選定し、みずほ証券より、対象者算定書を取得していること、(b)公開買付者は、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである大和証券を対象者株式価値の第三者算定機関として選定していること、(c)みずほ証券は、対象者算定書において、対象者の株式価値を、市場株価基準法では54,477円~61,300円と、DCF法では54,878円~71,647円と算定しており、この株価算定につき、みずほ証券が行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(d)みずほ証券が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画について、本公開買付価格が低く算定されるように、対象者が殊更に保守的な計画を作成したというような事実は特に見当たらなかったこと、(e)本公開買付価格については、利益相反を回避する措置が講じられた上で、対象者と公開買付者が独立した当事者として交渉を重ね、その結果、当初提案された買付価格を上回る買付価格が本公開買付価格として決定されるに至っていること、並びに(f)バーンデスト及びパルコは、対象者の公開買付者に次ぐ第二位及び第三位の株主であるところ、公開買付者から事業上ほぼ完全に独立しているこれら2社が、本公開買付価格において、公開買付者と応募契約を締結していること。

- ()本公開買付けを含む本取引による企業価値の向上につき、対象者が想定している(a)意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築する、(b)公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにする、及び(c)管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図る、というシナリオについての対象者の説明に、不合理な点は認められず、また、対象者が本取引にこれらのシナリオを想定することが適切でないと判断すべき事実関係は特に確認されず、これらのシナリオに基づき対象者の企業価値が向上するとの対象者の判断が合理的ではないと考えるべき事情は認められないこと。
- ()公開買付者以外の対象者の株主に対して、本公開買付け後、本取引の過程で実施されることが予定されている全部取得条項付種類株式その他の方法によるいわゆる二段階買収においては、株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本公開買付けの過程において説明・開示されること。
- ()その他、(a)本公開買付けの買付期間は、31営業日となることが予定されており、法定の20営業日より長期間とすることで、株主の熟慮期間、対抗者の出現の可能性等について配慮がなされていること、及び(b)本公開買付けの買付期間中に対抗者が出現した場合、当該対抗者と対象者が接触することを禁じるような合意は存在しないこと。
- ()本新株予約権については、公開買付者がこれを取得しても行使できないこと、第三者委員会の答申書提出日において、いずれの本新株予約権についても普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていること等から、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円としたとの事実に基づけば、対象者が本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決定をすることが正当ではないと考えるべき事情は認められないこと。

本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの買付期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。買付期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者は、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所による助言を受けつつ、公開買付者との間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり、慎重に協議・交渉を重ね、上記第三者委員会の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討して参りました。

その結果、対象者は、平成25年2月4日開催の対象者取締役会において、公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務する安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏を除く取締役3名の全員一致により、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、対象者の取締役6名のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏の3名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されておりません。また、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有するための手続（以下、「本非公開化手続」といいます。）を実施します。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該普通株式の全部の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することに係る議案を、本定時株主総会に上程することを対象者に要請する予定です。

また、本定時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会における上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を本定時株主総会と同日に開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本種類株主総会における議決権の基準日を本定時株主総会における議決権の基準日と同じ平成25年3月31日に設定するために、本公開買付けの成立前であっても、公開買付期間中に本種類株主総会の基準日設定公告を行うことを対象者に要請する予定です。

なお、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、対象者は、対象者の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。当該1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本公開買付けは、本定時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記各手続は、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者による対象者の普通株式の所有状況及び公開買付者以外の者による対象者の普通株式や新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者を除く対象者の株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本非公開化手続の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表する予定です。

また、本非公開化手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は本非公開化手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、JASDAQ市場に上場されております。しかしながら、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、対象者の発行済普通株式の全ての取得を目的とした取引を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

パーンデストとの間における本応募契約

公開買付者は、対象者普通株式4,018株（保有割合にして18.70%）を所有する第二位株主であるパーンデストとの間で、平成25年2月4日付で公開買付応募契約書を締結し、パーンデストは、その所有する全ての対象者普通株式4,018株を、本公開買付けに応募することについて合意しております。

当該応募契約において、パーンデストは、当該応募契約において公開買付者がパーンデストに対して表明及び保証する事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者について、当該応募契約に規定する義務（注2）の重大な違反が存在しないこと、対象者の取締役会により本公開買付けに賛同する旨の意見表明（公開買付期間の延長請求及び公開買付者に対する質問を含まないものに限られる。）を行う旨の決議が適法かつ有効に行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、裁判所その他司法・行政機関等に対して、本公開買付け又はパーンデストによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる手続も係属しておらず、かつ、本公開買付け又はパーンデストによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる決定等も存在していないこと、パーンデストが、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこと及び法第167条第1項柱書に規定される未公表の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことを前提条件として、パーンデストの所有する全ての対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、パーンデストは、その任意の裁量により、これらの前提条件のいずれも放棄することができるものとされており、仮にこれらの前提条件の全部又は一部が充足されなかったとしても、パーンデストがその裁量により本公開買付けに応募することは禁止されておりません。

- (注1) 当該応募契約では、公開買付者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、その現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、公開買付者は、当該応募契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有しており、公開買付者による当該応募契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、公開買付者は、当該応募契約を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、当該応募契約は、公開買付者により適法かつ有効に締結され、公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、当該応募契約は、各規定に従い公開買付者に対して強制執行が可能であること、公開買付者は、当該応募契約の締結及び履行のために、表明及び保証の時点までに公開買付者において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告等の実施その他の法令等上の手続を、全て法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること、公開買付者による当該応募契約の締結及び履行は、(i)法令等に違反するものではなく、(ii)公開買付者の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)公開買付者が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、が公開買付者の表明保証事項とされております。
- (注2) 公開買付者は、当該応募契約において、本公開買付けを開始する義務のほか、当該応募契約に規定する公開買付者の表明及び保証に誤りがあることを認識した場合及び正確性に影響を与える可能性のある事項が発生したことを認識した場合には、速やかにバーンデストに対して、その旨を通知する義務を負っております。

パルコとの間における本応募契約

公開買付者は、対象者普通株式3,223株（保有割合にして15.00%）を所有する第三位株主であるパルコとの間で、平成25年2月4日付で公開買付応募契約書を締結し、パルコは、その所有する全ての対象者普通株式3,223株を、本公開買付けに応募することについて合意しております。

当該応募契約において、パルコは、当該応募契約において公開買付者がパルコに対して表明及び保証する事項（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者について、当該応募契約に規定する義務（注2）の重大な違反が存在しないこと、対象者の取締役会により本公開買付けに賛同する旨の意見表明（公開買付期間の延長請求及び公開買付者に対する質問を含まないものに限られる。）を行う旨の決議が適法かつ有効に行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、裁判所その他司法・行政機関等に対して、本公開買付け又はパルコによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる手続も係属しておらず、かつ、本公開買付け又はパルコによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる決定等も存在していないこと、パルコが、法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこと及び法第167条第1項柱書に規定される未公表の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことを前提条件として、パルコの所有する全ての対象者普通株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、パルコは、その任意の裁量により、これらの前提条件のいずれも放棄することができるものとされており、仮にこれらの前提条件の全部又は一部が充足されなかったとしても、パルコがその裁量により本公開買付けに応募することは禁止されておりません。なお、本公開買付け以外の対象者株式に対する公開買付けの実施その他これに類する重大な事情が新たに生じたことにより、パルコが本公開買付けに応募することについて、パルコの取締役又は執行役の善管注意義務に明らかに違反するおそれがあると合理的に判断される場合には、パルコは本公開買付けに応募する義務を免れるものとしております。但し、パルコにおいて善管注意義務違反のおそれがあると判断し、本公開買付けに応募しないこととする場合には、実務上合理的に速やかに、公開買付者に対してその内容及び根拠を説明し、公開買付者との間で十分な協議を行うものとしております。

（注1）当該応募契約では、公開買付者は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、その現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、公開買付者は、当該応募契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有しており、公開買付者による当該応募契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、公開買付者は、当該応募契約を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、当該応募契約は、公開買付者により適法かつ有効に締結され、公開買付者の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、当該応募契約は、各規定に従い公開買付者に対して強制執行が可能であること、公開買付者は、当該応募契約の締結及び履行のために、表明及び保証の時点までに公開買付者において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告等の実施その他の法令等上の手続を、全て法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること、公開買付者による当該応募契約の締結及び履行は、(i)法令等に違反するものではなく、(ii)公開買付者の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)公開買付者が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、が公開買付者の表明保証事項とされております。

(注2) 公開買付者は、当該応募契約において、本公開買付けを開始する義務のほか、当該応募契約に規定する公開買付者の表明及び保証に誤りがあることを認識した場合及び正確性に影響を与える可能性のある事項が発生したことを認識した場合には、速やかにパルコに対して、その旨を通知する義務を負っております。

(7)その他

対象者が平成25年2月4日に公表した「子会社株式（ノーマディック株式会社）の譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、同日開催の取締役会決議により、対象者が保有する、対象者の完全子会社であるノーマディック株式会社（以下、「ノーマディック」といいます。）の発行済株式の全て（200株、保有割合100.00%）を、サマンサタバサに対して譲渡することを決定したとのことです。サマンサタバサは、対象者の主要株主であるパーンデストの完全親会社です。対象者によれば、対象者の取締役6名のうち、サマンサタバサの取締役を兼務する藤田雅章氏、寺田和正氏及び菅原隆司氏の3名については、上記ノーマディックの株式の譲渡に係る対象者の取締役会決議について特別の利害関係を有する者として参加しておらず、定足数にも参入されていないとのことです。また、これらの3名は、いずれも、平成24年11月に、公開買付者及び対象者において、本公開買付けを含むさらなる企業価値向上のための施策について、具体的な協議・検討を開始して以降、対象者の立場において、上記ノーマディックの株式の譲渡の検討及び当該譲渡に関するサマンサタバサとの協議・交渉に参加していないとのことです。なお、当該譲渡に伴う対象者の平成25年3月期第3四半期決算におけるのれんの減損損失による特別損失の金額は、186百万円とのことです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月5日（火曜日）から平成25年3月21日（木曜日）まで（31営業日）
公告日	平成25年2月5日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金74,000円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券()	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月1日付で大和証券から株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。大和証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。</p> <p>大和証券は、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成25年2月1日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けております。</p> <p>大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成25年1月31日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日の終値60,500円、過去1ヶ月間の終値平均株価60,374円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値平均株価54,294円及び過去6ヶ月間の終値平均株価58,472円を基に54,294円~60,500円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に58,850円~77,969円とされております。なお、DCF法による算定の基礎とされた、対象者が大和証券に提出した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、公開買付者のインターネットサービスと対象者インターネット・ショッピングサイトとの顧客IDやポイントの連携による顧客の利便性の向上、スケールメリットを活かした取扱いブランドの増加による魅力的なマーケットプレイスの構築、顧客の相互送客による増収増益を見込んでいるためとのことです。</p> <p>公開買付者は、平成24年5月15日にバーンデストが保有する対象者普通株式の一部(6,982株、保有割合32.50%)を取得した際の取得価格、その後の対象者普通株式の株価の変動や大和証券から取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、及び本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成25年2月4日、最終的に本公開買付価格を74,000円に決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格74,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値(61,300円)に約20.72%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成25年1月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(60,420円)に約22.48%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年11月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(54,477円)に約35.84%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年8月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(58,391円)に約26.73%のプレミアムを加えた額に相当します。また、本公開買付価格74,000円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値(63,300円)に約16.90%のプレミアムを加えた額に相当します。</p> <p>また、本公開買付価格は、本業務・資本提携契約の締結に伴い対象者普通株式を取得した価格(1株当たり71,325円)と比べると2,675円の差異がありますが、これは、対象者普通株式の株価の上昇並びに対象者の一般株主の利益及び応募可能性を考慮することによるものです。</p> <p>(2)新株予約権</p> <p>本新株予約権は、全て役員、従業員等を対象とするストックオプションとして発行されたものです。本新株予約権者は、権利行使時においても対象者又は対象者の子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとされており(但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではないとされています。)、公開買付者は本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしても、これを行行使用することができないと解されること、及び、本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、平成25年2月4日、最終的に本新株予約権の買付価格を1個当たり1円とすることを決定いたしました。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、総合的なインターネットサービス企業グループとして、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種EC(電子商取引)サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、電子書籍事業等の運営や、これらのサイトにおける広告、コンテンツ等の販売等を行うインターネットサービス事業、並びにインターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行うインターネット金融事業を基軸に、IP電話サービスの提供、プロ野球球団の運営等、さまざまな事業を展開しております。</p> <p>また、公開買付者は、『楽天市場』の国内での事業基盤を一層磐石なものとすることを目指し、出店店舗及び品揃えの拡充や翌日配送サービスの拡大のほか、商品ジャンルごとの強化戦略にも取り組んでおります。その中で、ファッションジャンルは、かつてはインターネットショッピングになじみにくい分野とされておりましたが、現在では継続的に高い取扱高の伸びを遂げているジャンルの一つに数えられており、公開買付者としてもさらなる強化を目指しております。</p> <p>一方、対象者は、ファッション商品を中心としたインターネット通信販売のファッションコマース事業、生活雑貨の企画・製造・販売等の生活雑貨事業を展開し、消費者の生活をより豊かで魅力的なものとする製商品、サービスを提供し続けることを基本方針としております。</p>

また、対象者は、「事業規模・業容の拡大に対応した人材育成と組織力の強化」、「顧客満足度の向上」、「新たな収益基盤（事業）の構築」、「スタイライフグループのブランド力・認知度の向上」、「他社とのアライアンス及びM&Aを促進」といった戦略を実施し、課題に対応することで、消費者に支持される企業グループを構築し、事業規模の拡大と収益力の強化を進めるべく、企業価値の向上に努めております。

このような中、平成24年5月14日付プレスリリース「スタイライフ株式会社との業務・資本提携について」に記載のとおり、公開買付者は、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』と対象者のインターネット・ショッピングサイトとの連携を図ること及び相互のノウハウと資産を融合することで、ファッションジャンルの更なる強化を行うことを目指し、平成24年5月14日、対象者並びに当時、その親会社であったサマンサタバサ及びバーネデストとの間で本業務・資本提携契約を締結し、平成24年5月15日、バーネデストが保有する対象者普通株式の一部（6,982株、保有割合32.50%）を、対象者の事業計画を基礎としたフリー・キャッシュ・フローに基づく株式価値分析結果、市場株価等を参考にしつつ、バーネデストとの交渉をふまえて決定した価格である1株あたり71,325円、総額497,991千円で取得して、対象者を持分法適用関連会社といたしました。

これ以降、公開買付者及び対象者は、両社の連携を深め事業上のシナジーを早期に実現するための協議を重ね、公開買付者のファッションブランド向けECサイトである『楽天ブランドアベニュー』への対象者の出店、ポイントシステムの連携、物流インフラ及びシステムの効率化に向けた取組等について実施・検討してまいりました。

上記の提携協議の中で、公開買付者及び対象者において、両社事業の一体的運営や人材・ネットワークといった経営リソース・インフラの最適配分を通じ、グループとしての成長力及び競争力を一層強化する必要があるとの認識が出てきたことから、平成24年11月以降、公開買付者及び対象者において、さらなる企業価値向上のための施策について、具体的な協議・検討を開始いたしました。

その結果、公開買付者及び対象者は、両社におけるさらなる企業価値向上のためには、意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築すること、公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにすること、管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図ること、等の施策を実現する必要があり、そのためには対象者が公開買付者の完全子会社となる必要があるとの判断に至ったことから、公開買付者は、平成25年2月4日に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

公開買付者は、本書提出日現在、対象者に対して取締役3名を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合には、平成25年6月に開催予定の本定時株主総会において、公開買付者が別途指名する3名から4名程度の者を対象者の役員に選任する旨の議案を上程するよう要請し、取締役等の役員を派遣する予定です。なお、対象者の現在の代表取締役社長である藤田雅章氏、取締役である寺田和正氏及び菅原隆司氏並びに監査役である金井湧二氏及び井上繁氏は、本定時株主総会の終結の時をもって退任することが予定されておりますが、対象者の他の取締役及び監査役の去就については、現時点において未定であります。また、本公開買付け後の従業員の雇用に関しては、基本的には現況から変更を行うことは予定しておらず、また人事制度や処遇等については、今後公開買付者のそれと照らして誠実に協議して参ります。

公開買付者は、対象者や公開買付者の他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であります。なお、公開買付者は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図っていきます。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者は、対象者普通株式を6,982株(保有割合にして32.50%)所有しており、対象者を持分法適用関連会社に行っていることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関である大和証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月1日付で大和証券から株式価値算定書を取得しました(なお、公開買付者は大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)。大和証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券は、公開買付者からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行っており、公開買付者は平成25年2月1日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けております。

大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成25年1月31日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日の終値60,500円、過去1ヶ月間の終値平均株価60,374円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。)、過去3ヶ月間の終値平均株価54,294円及び過去6ヶ月間の終値平均株価58,472円を基に54,294円~60,500円、DCF法では対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に58,850円~77,969円とされております。なお、DCF法による算定の基礎とされた、対象者が大和証券に提出した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、公開買付者のインターネットサービスと対象者インターネット・ショッピングサイトとの顧客IDやポイントの連携による顧客の利便性の向上、スケールメリットを活かした取扱いブランドの増加による魅力的なマーケットプレイスの構築、顧客の相互送客による増収増益を見込んでいるためとのことです。

公開買付者は、平成24年5月15日にバーンデストが保有する対象者普通株式の一部(6,982株、保有割合32.50%)を取得した際の取得価格、その後の対象者普通株式の株価の変動や大和証券から取得した株式価値算定書の株式価値算定結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式のおおむね過去1年間及び直近の市場価格の推移、及び本公開買付けの見通し等を勘案した結果、平成25年2月4日、最終的に本公開買付価格を74,000円に決定いたしました。

なお、本公開買付価格74,000円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月1日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値(61,300円)に約20.72%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成25年1月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(60,420円)に約22.48%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年11月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(54,477円)に約35.84%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年8月2日から平成25年2月1日まで)の終値単純平均(58,391円)に約26.73%のプレミアムを加えた額に相当します。また、本公開買付価格74,000円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月4日の対象者普通株式のJASDAQ市場における終値(63,300円)に約16.90%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付価格は、本業務・資本提携契約の締結に伴い対象者普通株式を取得した価格(1株当たり71,325円)と比べると2,675円の差異がありますが、これは、対象者普通株式の株価の上昇並びに対象者の一般株主の利益及び応募可能性を考慮することによるものです。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、全て役員、従業員等を対象とするストックオプションとして発行されたものです。本新株予約権者は、権利行使時においても対象者又は対象者の子会社の役員若しくは従業員の地位にあることを要するものとされており(但し、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではないとされています。)、公開買付者は本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使することができないと解されること、及び、本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、平成25年2月4日、最終的に本新株予約権の買付価格を1個当たり1円とすることを決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者が提示した買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。対象者は、みずほ証券より、対象者算定書を平成25年2月1日に取得しました(なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)

対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者株式価値につき分析されています。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。対象者算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月1日を基準日として、JASDAQ市場における対象者の普通株式の基準日株価61,300円、過去1ヶ月間の終値平均株価60,420円、過去3ヶ月間の終値平均株価54,477円及び過去6ヶ月間の終値平均株価58,391円を基に54,477円～61,300円と算定しています。また、DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成25年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を54,878円から71,647円までと算定しています。

なお、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

対象者が、みずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる対象者の事業計画は、平成25年3月期乃至平成28年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増収増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、公開買付者のインターネットサービスと対象者インターネット・ショッピングサイトとの顧客IDやポイントの連携による顧客の利便性の向上、スケールメリットを活かした取扱いブランドの増加による魅力的なマーケットプレイスの構築、顧客の相互送客による増収増益を見込んでいるためです。

対象者及び公開買付者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

なお、公開買付者は、本公開買付けに至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続について法的助言を受けております。

対象者における第三者委員会の設置

対象者は、平成24年12月18日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、本公開買付けに関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、本件委嘱事項を諮問することを決議いたしました。かかる決議に基づき、対象者は、対象者及び公開買付者から独立性の高い、山下孝治氏（対象者社外監査役、独立役員）、山口孝太氏（木村・多久島・山口法律事務所 弁護士）及び飯森賢二氏（飯森公認会計士事務所 公認会計士）を第三者委員会の委員として選任いたしました。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成24年12月26日より平成25年2月4日までの間に合計6回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行いました。第三者委員会における協議及び検討に際しては、対象者に対して、対象者の事業計画、公開買付者の提案内容及び本取引の対象者企業価値に与える影響等についての説明が求められ、当該説明及び質疑応答を実施し、みずほ証券による株式価値算定の結果についての説明が求められ、当該説明及び質疑応答が実施され、長島・大野・常松法律事務所から、本取引に関する対象者の意思決定過程その他の事項についての説明がなされた上で質疑応答が実施され、そのほか、本取引に係る関連資料等が提出されたことなどにより、本取引に関する情報収集等が行われております。

かかる協議及び検討の結果、第三者委員会は、平成25年2月4日、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、本公開買付けにおける公開買付け価格の公正性、本公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等（本公開買付け後に予定されているいわゆる二段階目の買収における対価の公正性の観点を含む。）から、対象者の取締役会が、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行うことは一般株主にとって不利益でない旨の答申を行い、同日付でその旨の答申書を提出しました。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- ()対象者からなされた本公開買付けを含む本取引の目的についての説明に、不合理な点は認められず、また、対象者が当該目的を本取引の目的とすることが適切ではないと判断すべき事実関係は確認されず、本公開買付けを含む本取引の目的が正当ではないと考えるべき事情は認められないこと。
- ()本取引の交渉過程において、(a)対象者取締役のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している取締役3名（安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏）は、対象者において本取引を検討する作業、公開買付者を相手方とする交渉等に携わっておらず、また、公開買付者側においても本取引に関与していないこと、(b)対象者は、本公開買付け価格につき、フィナンシャル・アドバイザーを通じて本公開買付け価格についての対象者の考えを伝える等の方法により、買付価格がより高いものとなるよう公開買付者と協議・交渉を重ね、その結果、当初提案された買付価格より高い買付価格が本公開買付け価格として決定されるに至ったこと、並びに(c)対象者は、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言を受けており、これを受けて、対象者は、本取引についての手続の公正性及び適正性を担保するために慎重に対応していること。
- ()本公開買付け価格について、(a)対象者は、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を対象者株式価値の第三者算定機関として選定し、みずほ証券より、対象者算定書を取得していること、(b)公開買付者は、対象者及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである大和証券を対象者株式価値の第三者算定機関として選定していること、(c)みずほ証券は、対象者算定書において、対象者の株式価値を、市場株価基準法では54,477円～61,300円と、DCF法では54,878円～71,647円と算定しており、この株価算定につき、みずほ証券が行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(d)みずほ証券が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画について、本公開買付け価格が低く算定されるように、対象者が殊更に保守的な計画を作成したというような事実は特に見当たらなかったこと、(e)本公開買付け価格については、利益相反を回避する措置が講じられた上で、対象者と公開買付者が独立した当事者として交渉を重ね、その結果、当初提案された買付価格を上回る買付価格が本公開買付け価格として決定されるに至っていること、並びに(f)バーンデスト及びバルコは、対象者の公開買付者に次ぐ第二位及び第三位の株主であるところ、公開買付者から事業上ほぼ完全に独立しているこれら2社が、本公開買付け価格において、公開買付者と応募契約を締結していること。

- ()本公開買付けを含む本取引による企業価値の向上につき、対象者が想定している(a)意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築する、(b)公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにする、及び(c)管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図る、というシナリオについての対象者の説明に、不合理な点は認められず、また、対象者が本取引にこれらのシナリオを想定することが適切でないと判断すべき事実関係は特に確認されず、これらのシナリオに基づき対象者の企業価値が向上すると対象者の判断が合理的ではないと考えるべき事情は認められないこと。
- ()公開買付者以外の対象者の株主に対して、本公開買付け後、本取引の過程で実施されることが予定されている全部取得条項付種類株式その他の方法によるいわゆる二段階買収においては、株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本公開買付けの過程において説明・開示されること。
- ()その他、(a)本公開買付けの買付期間は、31営業日となることが予定されており、法定の20営業日より長期間とすることで、株主の熟慮期間、対抗者の出現の可能性等について配慮がなされていること、及び(b)本公開買付けの買付期間中に対抗者が出現した場合、当該対抗者と対象者が接触することを禁じるような合意は存在しないこと。
- ()本新株予約権については、公開買付者がこれを取得しても行使できないこと、第三者委員会の答申書提出日において、いずれの本新株予約権についても普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていること等から、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円としたとの事実に基づけば、対象者が本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決定をすることが正当ではないと考えるべき事情は認められないこと。

本公開買付価格の適正性その他本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保
公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。買付期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式及び本新株予約権について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

	<p>対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者は、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所による助言を受けつつ、公開買付者との間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり、慎重に協議・交渉を重ね、上記第三者委員会の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討して参りました。</p> <p>その結果、対象者は、平成25年2月4日開催の対象者取締役会において、公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務する安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏を除く取締役3名の全員一致により、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をいたしました。</p> <p>なお、対象者の取締役6名のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏の3名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されておりません。また、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。</p> <p>また、上記取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。</p>
--	---

(注) みずほ証券は、対象者算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,880 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(14,880株)を記載しております。当該最大数は、(a)本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(21,483株)から、(b)本書提出日現在公開買付者が所有する対象者普通株式数(6,982株)を控除し、(c)(i)対象者が平成24年6月29日に提出した第12期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の数(401個)に、(ii)平成24年3月31日から平成24年9月30日までの間の変更(対象者によれば、平成24年3月31日から平成24年9月30日までに、本新株予約権は22個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数(379個)の目的となる対象者普通株式数(379株)を加えた株式数(14,880株)になります。

(注2) 公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,880
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	379
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月5日現在)(個)(d)	6,982
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月5日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	21,483
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	68.06
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) × 100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(14,880株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成24年6月29日に提出した第12期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の数(401個)に、平成24年3月31日から平成24年9月30日までの間の変更(対象者によれば、平成24年3月31日から平成24年9月30日までに、本新株予約権は22個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数(379個)の目的となる対象者普通株式数(379株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(a)本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(21,483株)に係る議決権の数(21,483個)に、(b)(i)対象者が平成24年6月29日に提出した第12期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の数(401個)に、(ii)平成24年3月31日から平成24年9月30日までの間の変更(対象者によれば、平成24年3月31日から平成24年9月30日までに、本新株予約権は22個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数(379個)の目的となる対象者普通株式数(379株)に係る議決権の数(379個)を加えて、分母を21,862個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下、「本件株式取得」といいます。）に関する計画届出書をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下、「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下、「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下、「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下、「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年12月26日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、平成25年1月25日の経過をもって取得禁止期間は終了しており、また、公開買付者は、公正取引委員会より平成25年1月15日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成25年1月15日をもって措置期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年1月15日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第18号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る普通株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付にあたっては、本新株予約権者の請求により対象者から発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び「新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書面」を、それぞれご提出いただく必要があります。また、本新株予約権には譲渡による新株予約権の取得について対象者の取締役会の承認を要するものとされており、本新株予約権者の請求により対象者より発行される「新株予約権譲渡承認請求書」を併せてご提出下さい。「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」、「新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書面」及び「新株予約権譲渡承認請求書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお早めにお問い合わせ下さい。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（8）その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・ 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。）

（注２）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４）特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（４）応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（その他の大和証券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

前記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,101,120,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	1,146,120,000

(注1)「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(14,880株)に1株当たりの買付価格(74,000円)を乗じた金額です。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
譲渡性預金	1,500,000
計(a)	1,500,000

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,500,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月28日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付けの撤回等を行った日以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及び又並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号又については、同号イからリまでに掲げる事実と準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数の 割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

平成24年3月30日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第3四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

平成24年11月6日関東財務局長に提出

当該四半期報告書には、第15期有価証券報告書提出日後、役員の変動があった旨の記載があり、当該内容は以下のとおりです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	常務執行役員 コンテンツBU、コミュニティBU 担当役員	鈴木 尚	平成24年8月15日

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

楽天株式会社

（東京都品川区東品川4丁目12番3号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	6,982 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合 計	6,982	-	-
所有株券等の合計数	6,982	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月5日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	6,982 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合 計	6,982	-	-
所有株券等の合計数	6,982	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び金額は以下の通りです。

(単位：百万円)

取引の概要	平成21年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
対象者からの出店手数料 の受取り	1	3	6

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成25年2月4日開催の対象者取締役会において、事業環境の変化の速度が非常に速いファッションEC業界における経営課題への機動的かつ迅速な対応を可能とし、対象者の企業価値をさらに高めるためには、公開買付者との部分的な業務・資本提携では十分ではなく、より踏み込んだ施策が必要だという認識のもと、本取引により、意思決定の迅速性や戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築すること、公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにすること、管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図ること、等の施策を実現することにより公開買付者と対象者それぞれにおける企業価値向上が可能となるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務する安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏を除く取締役3名の全員一致により、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者普通株式に関しては、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、本新株予約権に関しては、公開買付者が取得してもこれを行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。なお、対象者取締役6名のうち公開買付者の執行役員又は経理部長を兼務している安藤公二氏、岩尾貴幸氏及び大塚年比古氏の3名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されていないとのことです。また、利益相反の疑いを回避し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)全員が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

(2) 公開買付者及び対象者は、平成24年5月14日付で本業務・資本提携契約を締結しております。

本業務・資本提携契約の内容は、公開買付者において、バーンデストが保有する対象者普通株式の一部(6,982株、保有割合32.50%)を取得するとともに、公開買付者のインターネット・ショッピングモール『楽天市場』と対象者のインターネット・ショッピングサイトとの連携を図ること及び相互のノウハウと資産を融合することで、ファッションジャンルの更なる強化を行うものです。詳細は、平成24年5月14日付プレスリリース「スタイライフ株式会社との業務・資本提携について」をご参照下さい。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 JASDAQグロース市場							
	月別	平成24年8月	9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月
最高株価（円）		75,300	67,600	63,800	56,000	69,700	66,600	63,300
最低株価（円）		66,000	57,900	48,000	43,150	51,200	53,600	60,500

(注) 平成25年2月については、平成25年2月4日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 の割合 （%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（%）
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（%）
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

平成23年 6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第12期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

平成24年 6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期 第 2 四半期（自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日）

平成24年11月14日関東財務局長に提出

当該四半期報告書によれば、第12期有価証券報告書提出日後、役員の変動があった旨の記載があり、当該内容は以下のとおりです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		柴田 広次	平成24年 8月31日

なお、対象者は、平成25年 2月13日を目処に、事業年度 第13期 第 3 四半期（自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

当該四半期報告書には、第13期第 2 四半期報告書提出日後、役員の変動があった旨の記載が行われる予定であり、当該内容は以下のとおりです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	営業部長	中村 洋太	平成24年10月31日
取締役	経営管理部長	中 研悟	平成24年11月30日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

スタイライフ株式会社

（東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

5【その他】

対象者は、平成25年2月4日に「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。

また、対象者は、平成25年2月4日に「子会社株式（ノーマディック株式会社）の譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」を公表しております。当該「子会社株式（ノーマディック株式会社）の譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会決議により、対象者が保有する、対象者の完全子会社であるノーマディックの発行済株式の全て（200株、保有割合100.00%）を、サマンサタバサに対して譲渡することを決定したとのことです。サマンサタバサは、対象者の主要株主であるバーンデストの完全親会社です。対象者によれば、対象者の取締役6名のうち、サマンサタバサの取締役を兼務する藤田雅章氏、寺田和正氏及び菅原隆司氏の3名については、上記ノーマディックの株式の譲渡に係る対象者の取締役会決議について特別の利害関係を有する者として参加しておらず、定足数にも参入されていないとのことです。また、これらの3名は、いずれも、平成24年11月に、公開買付者及び対象者において、本公開買付けを含むさらなる企業価値向上のための施策について、具体的な協議・検討を開始して以降、対象者の立場において、上記ノーマディックの株式の譲渡の検討及び当該譲渡に関するサマンサタバサとの協議・交渉に参加していないとのことです。なお、当該譲渡に伴う対象者の平成25年3月期第3四半期決算におけるのれんの減損損失による特別損失の金額は、186百万円とのことです。

そのほか、対象者は、平成25年2月4日に公表した「特別損失発生に関するお知らせ」に記載のとおり、平成25年3月期第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）において、対象者連結子会社であるノーマディックにおける訴訟関連費用として、66百万円を特別損失に計上しております。

また、対象者は、平成25年2月4日に「平成25年3月期第3四半期決算発表」及び「非連結決算への移行に伴う平成25年3月期業績予想に関するお知らせ」を、以下のとおり公表しております。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

なお、平成25年3月期の剰余金の配当（期末配当）については、平成24年11月9日公表の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、無配の予定とのことです。

平成25年3月期第3四半期決算短信の概要（平成25年2月4日公表）

損益の状況（連結）

会計期間	平成25年3月期(第13期) 第3四半期連結累計期間
売上高	4,178,700千円
売上原価	2,853,266千円
返品調整引当金戻入額	29,925千円
返品調整引当金繰入額	
販売費及び一般管理費	1,527,222千円
営業外収益	4,905千円
営業外費用	11,994千円
四半期純損失（ ）	703,059千円

1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成25年3月期(第13期) 第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純損失（ ）	32,726.33円
1株当たり配当額	
1株当たり純資産額	47,725.27円

非連結決算への移行に伴う平成25年3月期業績予想に関するお知らせ（平成25年2月4日公表）

平成25年3月期の個別業績予想（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
通期	5,260	191	228	836	38,914.49